**平成２９年（フ）第４９号**
青森県五所川原市大字稲実字米崎113番地16
債務者　宮本　博美
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２９年（フ）第１８６号**
和歌山市北出島163番地２　カーサＳＫ102
債務者　松下　利広
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第１９５号**
和歌山市堀止南ノ丁４番５号　シティガーデン堀止205号、前住所和歌山市森小手穂681番地３
債務者　射場　義幸
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２０１号**
和歌山県海南市船尾237番地
債務者　山下美紀子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第１３１号**
青森市大字小館字桜刈95番地１
債務者　棟方　和紀
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１３７号**
青森市旭町１丁目２番18号　松山アパート２Ｆ６号
債務者　新保　健一
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１４６号**
青森市富田１丁目21番18号　富田アパート７号
債務者　太田とも子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１５９号**
神奈川県横須賀市野比３丁目35番38号
債務者　山崎　昭一
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２９年（フ）第６４９号**
神戸市垂水区舞子坂４丁目４番２号
債務者　宮本　明美
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第６６９号**
神戸市須磨区東須磨字火ノ谷１番地の68　サニーヒル101
債務者　松本　悠子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１１３２号**
愛知県半田市白山町５－210－７　サンライフ白山東館602号室、住民票上の住所千葉県八街市八街ほ977番地８
債務者　藤原　康弥
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３２３号**
熊本市北区清水東町２番39号　202
債務者　月岡　文代
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第１００号**
青森県八戸市東白山台３丁目11番20号　ウィンドパークＡ－101、前住所青森県八戸市大字尻内町字尻内河原37番地２
債務者　久保田美沙妃
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２９年（フ）第５０７号**
仙台市宮城野区出花１丁目139番地　アップルハウス中野栄Ⅱ－106
債務者　伊藤　久美
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第２４５号**
兵庫県姫路市西今宿４丁目１番８号、従前の住所兵庫県姫路市神子岡前２丁目15番６号
債務者　猪子　修平
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第２６２号**
兵庫県姫路市笥編南１丁目80番地５
債務者　田ノ上浩子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部